

広島県告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次の保安林の指定施業要件を変更したが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を神石高原町役場の掲示場に掲示した。

平成十九年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
神石郡神石高原町永野字北前五〇〇一の一四 神石郡神石高原町永野字北前五〇〇一の一六 神石郡神石高原町永野字北前五一四八の一から 五一四八の三まで 神石郡神石高原町永野字北前五二一九 神石郡神石高原町永野字北前五二二一の二 神石郡神石高原町永野字北前五二二二 神石郡神石高原町永野字北前五二五一の一 神石郡神石高原町永野字北前五二五五	株式会社東城銀行 田邊政藏 新屋仁十 佐々木浩子 好金喜三一 城後卓美 中屋為市、中元達夫 佐々木二士

二 指定の目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について